

第 108 回月例研究会報告

日時：平成16年11月24日（水）

場所：中央大学駿河台記念館 520 会議室

演題：「e 文書法案の現況と文書の電子保存について」

～法制度の背景と構成を中心に～

講師：有限会社エヌ・アソシエイツ 代表取締役 田中 規之氏

報告者 No. 808 若原 達朗

1. はじめに

今回の月例研究会のテーマは、今年1月の新聞報道以来、注目を集めてきた「e 文書法」についてです。従来は紙での保存が義務付けられていた帳票類について、電子的な保存が認められることで、IT 業界にとって新たなビジネスチャンスにつながるのではないかと期待されており、地方在住の私も興味を持って参加しました。

つい先日、法律として成立したばかりで修正が間に合わず、テーマ名もまだ「e 文書法案」となったままの非常にホットな内容をご講演いただきました。

2. 講演要旨

(1) 法制化の経緯

e 文書法制定に向けた流れは、規制緩和の一環として始まった。当初は納税者の負荷軽減を主目的として税務関連帳簿の電子的な保管に向けた取組みがなされ、すでに98年に「電子帳簿保存法」として制定、施行されている。

さらにその後、「e-Japan 戦略」にも取り込まれ、「e-Japan 戦略Ⅱ」、「e-Japan 戦略Ⅱ～e 文書イニシアティブ」へと受け継がれ、今回法制化が実現した。

(2) 企業取引における対象文書

法人税法では、証憑（紙）による従来型の企業間取引については、記録の保存が義務付けられていたが、近年増加してきた電子商取引は想定外であった。その後制定された電子帳簿保存法は自社作成文書の他、電子商取引についても対象範囲としており、ここで電子商取引にも網がかぶせられた。しかし他社作成の文書（証憑）については相変わらず電子的な保存が認められていないままとなっていた。

(3) e 文書法案の動向

電子帳簿保存法では、電子的な保存のために申請が必要であるが、その申請件数は年々増加している。その対象は国税関係帳簿書類であるが、あくまで「代用」であり、原本はもとの証憑であることに注意が必要である。また、その適用には「検索機能の確保」や「開発関係書類の備付け」、「見読可能装置の備付け」が要件となっており、「真実性」や「可視性」の保証がポイントとなっている。

e 文書法においても同様であり、「真実性」や「可視性」がポイントである。また「原本性」について、紙の証憑の代替手段であるという位置付けも電子帳簿保存法と同じである。電子帳簿保存法と異なるのはその対象範囲であり、これまで電子的な保存が認められていなかった他社作成の文書についても保存が認められるようになった他、国税だけでなく地方自治体に対しても努力義務が明記された。

なお、e 文書法は「通則法」により個別の法律を改正しなくても全体的に「電子保存を容認する」ととし、その網からもれるものについて「整備法」で対応する、という構成になっている。

(4) 文書の電子保存における考慮事項

文書の電子保存が認められることにより、業務プロセスが質的、量的に変化することが予想される。

3. 質疑応答

講演後に行われた質疑応答の一部を紹介します。

Q1. 電子的に保存されたデータについて、裁判時の証拠能力はどう考えるべきか。

A1. あくまで代用としての位置付けであり、原本性という観点から、現時点ではグレーと言わざるを得ない。今後、実際の裁判の中で裁判所の判断が示され、明らかになると思われる。

Q 2. 電子的に保存されていれば、原本である紙の証憑類は捨ててしまってもよいか。

A 2. A 1 と同様に原本性という観点から、まだ確信を持って捨ててよい、とは言い切れないと考えている。

4. 感想

「e 文書法」というキーワードは以前からよく耳にしており、新しいビジネスチャンスになるのではないか、という話は聞いていたものの、これまで詳しい話を聞く機会がなく、今回は非常に勉強になりました。「代用」としての位置付けや対象範囲にまだまだ課題が多いと感じたものの、電子的な保存に向けた流れの中で、今回の法制化はやはり大きな出来事であるという印象を受けました。

かなり豊富な内容をわかりやすく解説いただき、有難うございました。

(配布資料より)

